

# 中泊町農業集落排水事業 經營戰略

平成 29 年 3 月

## 目次

<b>第 1 部 経営戦略の策定にあたって</b> .....	<b>2</b>
1. 中泊町農業集落排水事業の役割.....	2
2. 経営戦略策定の意義.....	2
3. 計画の期間 .....	2
4. 中泊町農業集落排水事業の概要.....	3
5. 下水道使用料の概要・考え方.....	4
6. 組織について.....	4
<b>第 2 部 現状分析</b> .....	<b>5</b>
1. 中泊町の人口推移.....	5
2. 農業集落排水の整備状況.....	6
3. 経営分析 .....	7
① 有収率 .....	7
② 収益的収支の分析 .....	8
③ 経費回収率、汚水処理原価 .....	10
④ 平成 27 年度 収入及び支出の内訳 .....	12
⑤ 企業債残高対事業規模比率 .....	14
⑥ 施設利用率 .....	14
⑦ 老朽化の状況 .....	15
<b>第 3 部 収支計画</b> .....	<b>16</b>
1. 農業集落排水事業の課題.....	16
2. 経営の基本方針.....	16
3. 収支計画（投資・財政計画）の前提条件.....	17
4. 収支計画（投資・財政計画）の策定結果.....	19
5. 経営戦略の事後検証、更新等.....	25
<b>（参考資料） 経営戦略指標の説明</b> .....	<b>26</b>

## 第1部 経営戦略の策定にあたって

### 1. 中泊町農業集落排水事業の役割

下水道は、環境衛生の向上や都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資するため、欠かすことのできない公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設です。下水道の主な役割としては、大きく①汚水の排除（生活環境の改善）、②公共用水域の水質保全（水質汚濁の防止による自然環境の保全）、③雨水の排除（浸水被害の防止）があります。

中泊町農業集落排水事業は、上記役割を果たすことに大きく貢献しています。

### 2. 経営戦略策定の意義

公営企業については、総務省より「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知。）において、将来にわたって安定的に事業を継続していくための、中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定が地方公共団体に要請されているところです。

中泊町農業集落排水事業においては、供用開始以来19年が過ぎ、今後施設の老朽化に伴う大規模な更新投資や人口減少に伴う下水道使用料収入の低下等、厳しい経営環境となることが見込まれますが、このような厳しい環境下においても計画的かつ健全な運営を継続するため、今回経営戦略を策定するものです。

中泊町農業集落排水事業では、今後10年にわたり、下水道使用料収入の予測値や必要となる投資・財源の試算結果等を織り込んだ上で、実効性のある経営戦略を策定し、一層の経営基盤の強化等を図っていくことを目的としています。

### 3. 計画の期間

経営戦略で求められている計画期間は10年以上を基本としていることから、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

ただし、事業の進捗や環境の変化等に応じて、著しく現状とかい離する場合には、随時見直していくものとします。

#### 4. 中泊町農業集落排水事業の概要

中泊町の農業集落排水事業は、農業集落における生活環境の整備及び農地等に係る水質保全を図るために行われています。

農業集落排水事業における生活水準の向上や経済活動の拡大により、生活雑排水の増加が著しく、環境悪化の原因となっています。豊岡・福浦地区では農業集落排水事業を実施中であるものの、未整備地区が多く、一層の下水道整備が求められています。

施設の名称、位置及び処理区域は次のとおりです。

施設の名称	施設の位置	処理区域
豊岡地区 農業集落排水処理施設	中泊町大字福浦字若野浦 215 番地 4	中泊町大字 豊岡、富野、福浦、

(出典)中泊町過疎地域自立促進計画書(平成 28 年度～平成 32 年度)

中泊町農業集落排水処理施設条例 別表第 1

(施設の状況)

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 9 年度供用開始 (供用開始後年数 19 年)	法適(全部適用・ 一部適用) 非適 の区分	非適
処理区域内人口密度	1,656.92 人/k m <sup>2</sup>	流域下水道等へ の接続の有無	無
処理区数	1 処理区		
処理場数	1 施設		
広域化・共同化・最 適化実施状況*1	該当なし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## 5. 下水道使用料の概要・考え方

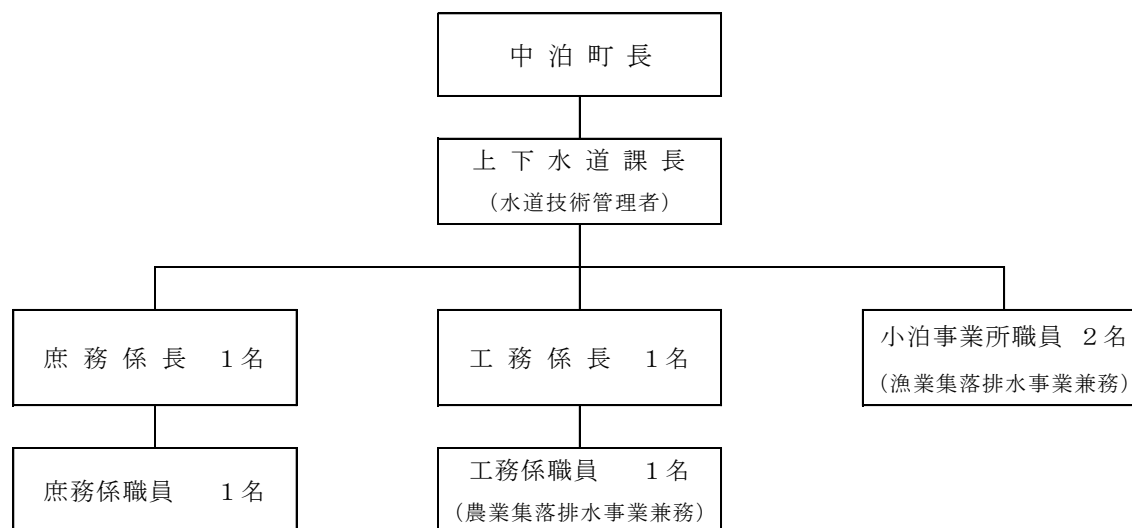
平成 26 年 4 月 1 日に消費税等の税率変更により、料金改訂がなされました。現行の料金体系は次のとおりです。

区分	金額	備考
水道水を使用するもの		料金は、この表に基づき算出して得た額に消費税法の規定による消費税の額及び地方消費税の額に相当する額を加えた額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。
基本使用料（10 立方メートル以下）	1,200 円	
超過使用料（1 立方メートルにつき）	125 円	
その他の水を使用するもの		
基本使用料	2,700 円	
水道水とその他の水を併用する者		
基本使用料	1,200 円	
超過使用料（1 立方メートルにつき）	125 円	

(出典)中泊町農業集落排水処理施設条例

## 6. 組織について

中泊町農業集落排水事業の組織体制は下記のとおりとなっています。



## 第 2 部 現状分析

### 1. 中泊町の人口推移

中泊町の人口は、平成 18 年 12 月末から減少し続けています。平成 28 年度末の人口は平成 18 年 12 月末と比べて 3,419 人減少しています。

第 2 次 中泊町 長期総合計画（平成 28 年 3 月）における中泊町の目標人口は平成 37 年度で 9,430 人、平成 42 年度で 8,553 人を見込んでいます。

（過去実績）

（単位：人）

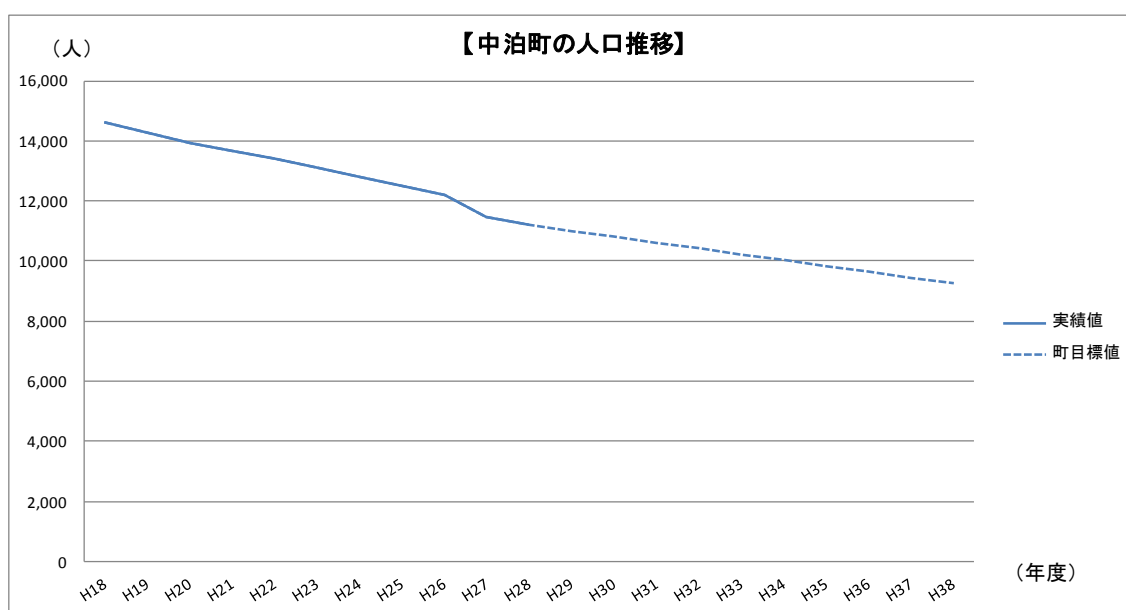
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
14,611	14,281	13,930	13,655	13,396	13,129	12,826	12,490	12,193	11,473	11,192

（将来推計）

（単位：人）

H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
10,999	10,806	10,614	10,422	10,224	10,026	9,828	9,630	9,430	9,255

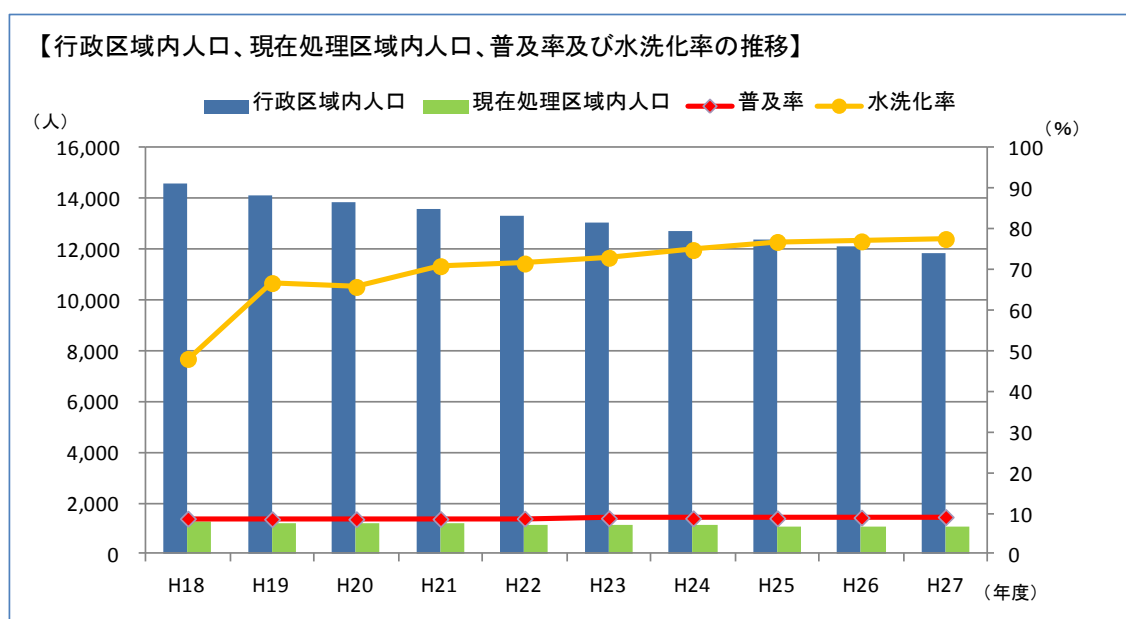
（出典）中泊町 HP、中泊町人口ビジョン



## 2. 農業集落排水の整備状況

農業集落排水事業は、農業振興地域における農業用排水の水質保全、機能維持を図ることを目的として、同地域内の集落について実施されており、供用開始から約19年経過しています。その普及率は行政人口に対する処理区域内人口が少ないことから、9%程度にとどまっています。

処理区域内人口における水洗便所設置済人口の割合である水洗化率は77.5%と類似団体と同水準の状況にあります。



	単位	H25年度	H26年度	H27年度	平成26年度 類似団体(注)
行政区域内人口	(人)	12,354	12,100	11,822	-
現在処理区域内人口	(人)	1,087	1,085	1,077	-
普及率	(%)	8.8	9.0	9.1	9.0
水洗化率	(%)	76.8	77.0	77.5	77.0

(注)処理区域内人口、密度、供用開始後年数が類似の団体

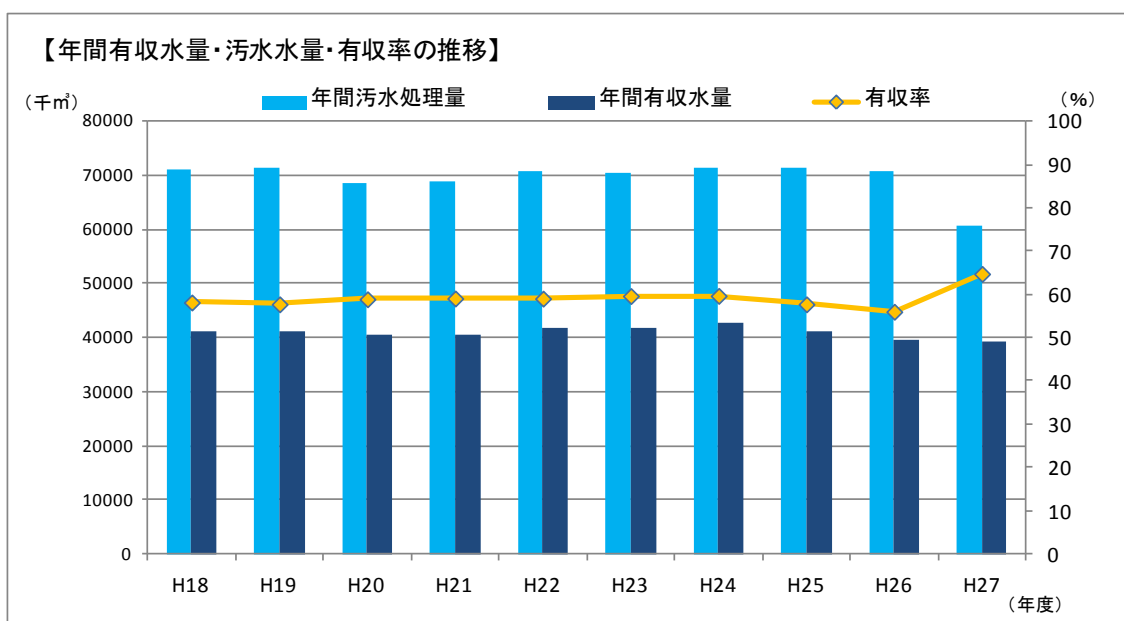
(出典) 経営比較分析表、決算統計

### 3. 経営分析

#### ① 有収率

有収率は、年間汚水処理水量に占める年間有収水量の割合を表しています。平成 27 年度は、平成 26 年度と対比して年間有収水量はほとんど変化ありません。

年間汚水処理量は、平成 27 年度に大きく減少しています。人口の減少に伴う汚水処理量の減少の要因もありますが、機械の不具合（停電）により汚水処理量のデータが適切に集計されなかった期間があったことによる影響と考えられます。



(単位: %)

	H25年度	H26年度	H27年度	平成26年度 類似団体(注)
有収率	57.7	56.0	64.8	61.8

(注) 処理区域内人口、有収水量密度、供用開始後年数が類似の団体

(出典) 経営比較分析表・決算統計

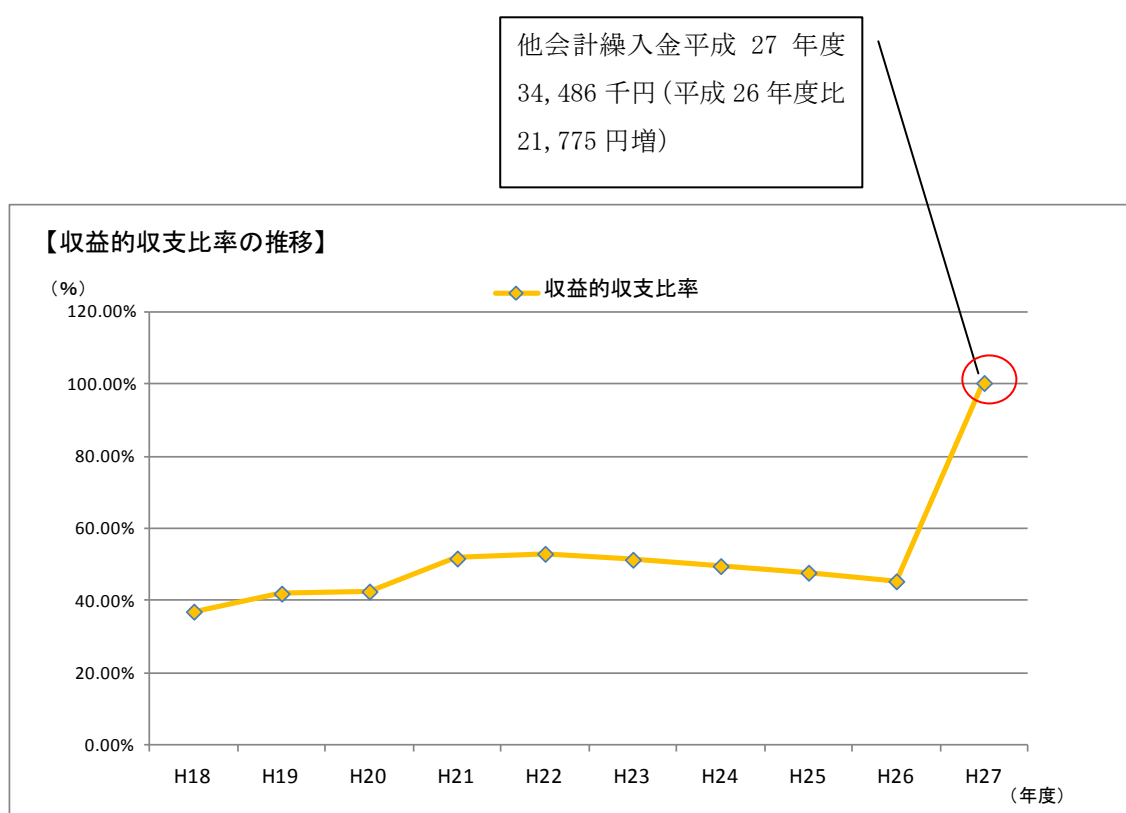


## ② 収益的収支の分析

料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどれだけ賄えているかをしめす指標である収益的収支比率は、平成 21 年度以降平成 26 年度まで約 40%から 60%で推移し、その期間の累積の総収益と総費用の収支差引が△240 千円となっています。営業収益と総費用の差額を他会計繰入金で賄っている状態です。

また、地方債の償還を地方債の発行と他会計補助金により賄っています。

一方、平成 27 年度に収益的収支比率は 100.5%と高くなっています。これは、平成 27 年度に一般会計から繰り入れられる「分流式下水道等に要する経費」の算出方法の見直しを行ったため、「他会計繰入金」が 34,486 千円と平成 26 年度の 12,711 千円より増加し総収益が増加したためです。



(単位:%)

	H25年度	H26年度	H27年度
収益的収支比率	47.8	45.4	100.5

(単位:千円)

	H25年度	H26年度	H27年度
総収益※	19,280	18,267	40,035
総費用	19,344	18,431	17,697
地方債償還金	20,971	21,767	22,158

※平成27年度は他会計繰入金が大幅に増加したことにより総収益が増加しています  
(平成26年度比21,775千円増)

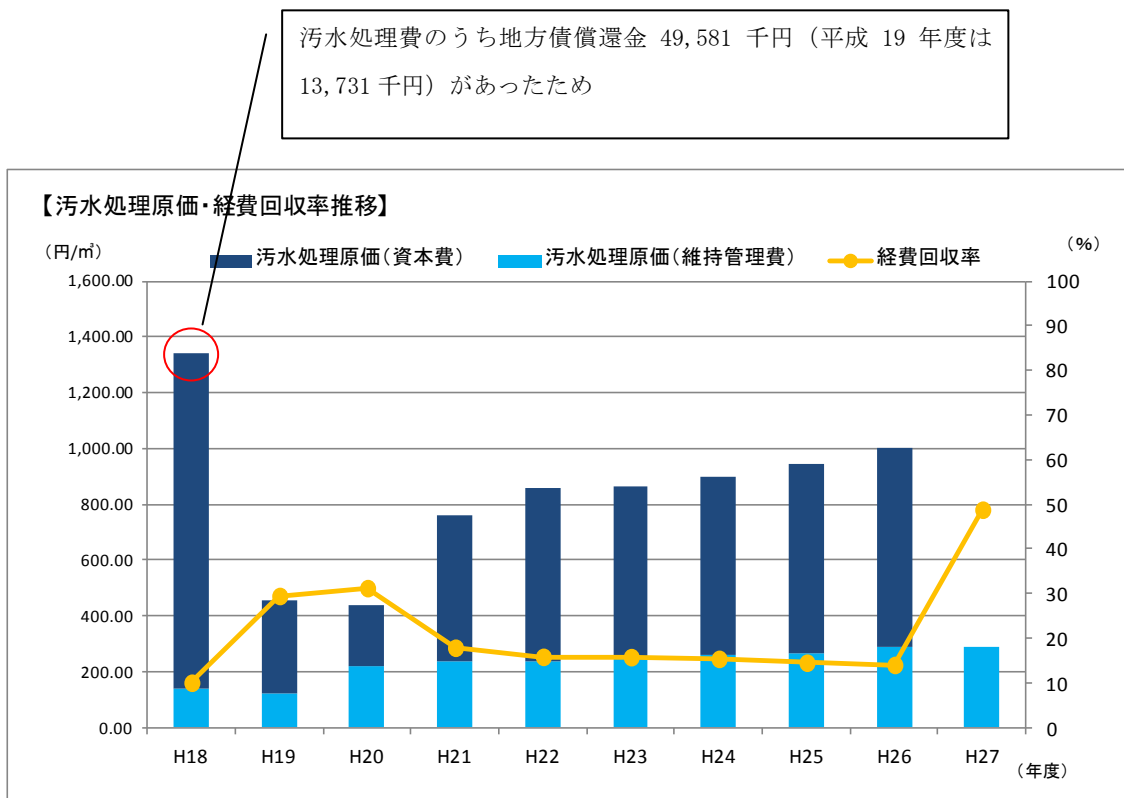
(出典) 経営比較分析表・決算統計

### ③ 経費回収率、汚水処理原価

汚水処理原価とは、有収水量1 m<sup>3</sup>当たりの汚水処理に要した費用（汚水処理費）です。汚水処理原価には、資本費と維持管理費が含まれますが、中泊町では、資本費の負担が大きいため、平成26年度まで類似団体と比較して汚水処理原価が高くなっていました。同時に使用料収入で回収すべき経費をどの程度賄えているかを表した指標である経費回収率が低くなっていました。

平成27年度に、「②収益的収支の分析」でも記載のとおり「分流式下水道に要する経費」の算出方法の見直しを行い、汚水処理原価の資本費を他会計繰入金でまかなえたことから汚水処理原価が減少し、経費回収率が上昇しました。なお、従来通り、分流式下水道に要する経費を汚水処理費に含めた場合、経費回収率は13.9%となります。

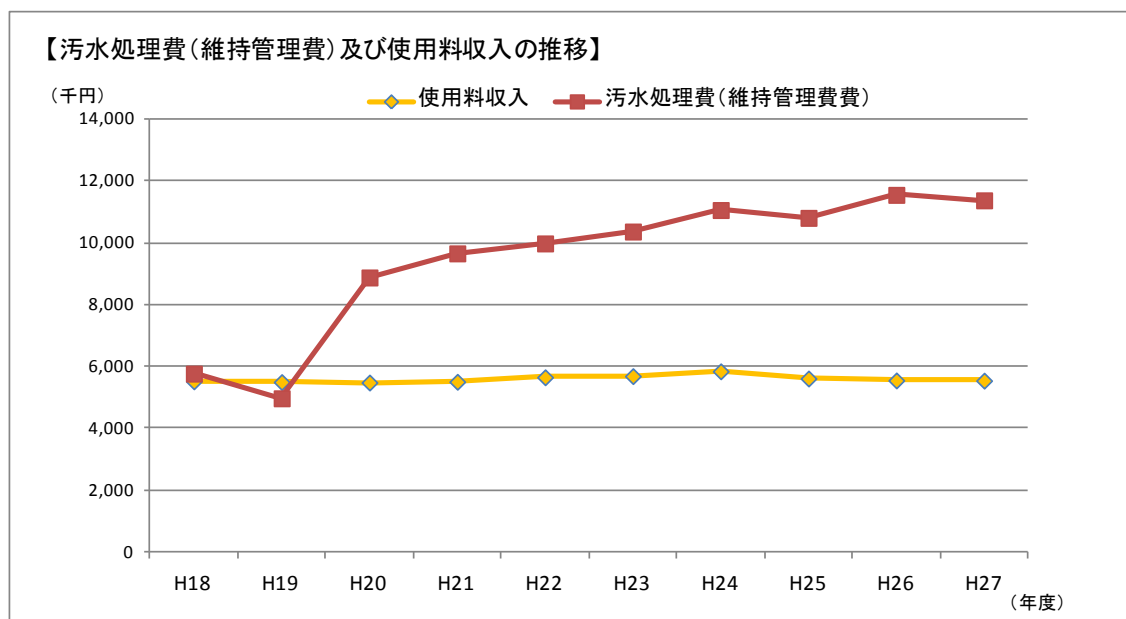
しかし、平成27年度でも【汚水処理費（維持管理費）、使用料収入の推移】のグラフのとおり、使用料収入で汚水処理費（維持管理費）も賄えない状況は継続しています。



	単位	H25年度	H26年度	H27年度	平成26年度 類似団体(注)
経費回収率	(%)	14.5	14.0	48.7	50.8
使用料単価	(円/㎡)	136.6	140.2	141.0	-
汚水処理原価	(円/㎡)	944.4	1,003.6	289.2	300.5
うち維持管理費	(円/㎡)	263.0	291.7	289.2	-
うち資本費	(円/㎡)	681.3	711.9	0.0	-
使用料収入	(千円)	5,618	5,556	5,549	-
汚水処理費	(千円)	38,835	39,778	11,385	-

(注) 処理区域内人口、密度、供用開始後年数が類似の団体

(出典) 経営比較分析表、決算統計



④ 平成 27 年度 収入及び支出の内訳

総収益及び総費用の内訳は以下のとおりです。

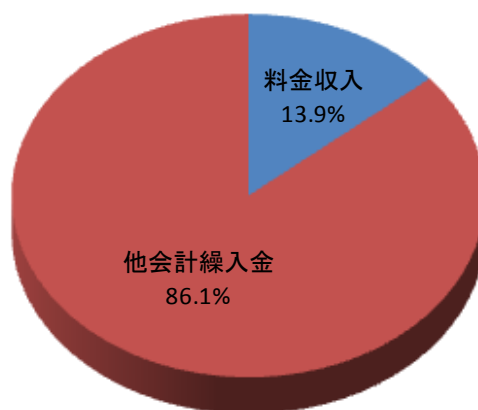
(a) 総収益 直近 3 年の総収益の内訳、平成 27 年度の総収益の比率を示しています。

収益

(単位:千円)

	H25年度	H26年度	H27年度
総収益(収益的収入)	19,280	18,267	40,035
営業収益	5,618	5,556	5,549
料金収入	5,618	5,556	5,549
営業外収益	13,662	12,711	34,486
他会計繰入金	13,662	12,711	34,486

【H27年度総収益の内訳】



(出典) 決算統計

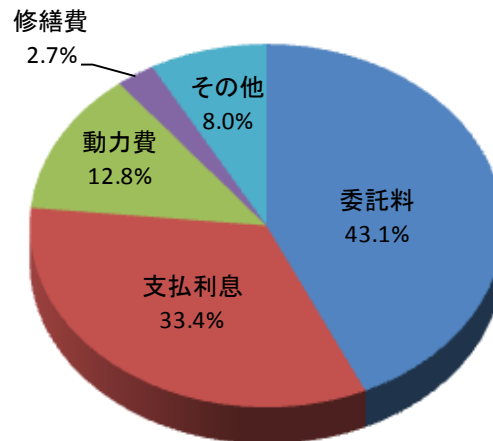
(b)総費用 直近3カ年の総費用の内訳、平成27年度の総費用の比率を示しています。

費用

(単位:千円)

	H25年度	H26年度	H27年度
<b>総費用(収益的支出)</b>	<b>19,344</b>	<b>18,431</b>	<b>17,697</b>
<b>営業費用</b>	<b>12,297</b>	<b>11,982</b>	<b>11,783</b>
動力費	2,159	2,481	2,258
修繕費	837	372	469
委託料	7,118	7,554	7,635
その他	2,183	1,575	1,421
<b>営業費用</b>	<b>7,047</b>	<b>6,449</b>	<b>5,914</b>
支払利息	7,047	6,449	5,914

### 【H27年度総費用の内訳】



(出典) 決算統計

### ⑤ 企業債残高対事業規模比率

企業債残高対事業規模比率は、事業規模に対する企業債残高の割合を示しています。なお、平成27年度より地方債残高は、分流式下水道に要する経費として一般会計から繰り入れられることとなったため、地方債現在高及び企業債残高対事業規模比率は、0となりました。

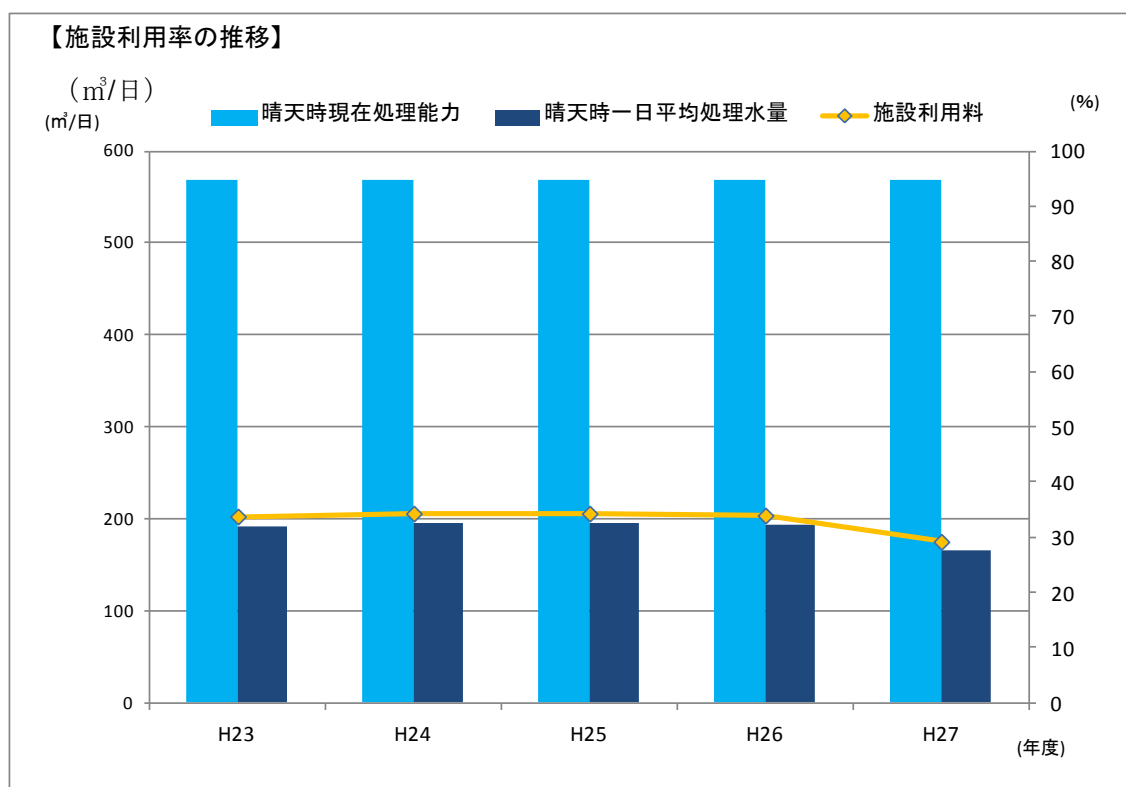
	単位	H25年度	H26年度	H27年度	平成26年度 類似団体(注)
地方債現在高	(千円)	207,526	274,531	-	-
営業収益	(千円)	5,618	5,556	5,549	-
企業債残高対事業規模比率	(%)	4,845.7	4,505.6	-	1,044.8

(注)処理区域内人口、密度、供用開始後年数が類似の団体

(出典) 経営比較分析表、決算統計

### ⑥ 施設利用率

施設利用率は、晴天時現在処理能力に対する晴天時一日平均処理水量を示しています。類似団体と対比しても低い水準で推移しており、利用が低い状況です。



	単位	H25年度	H26年度	H27年度	平成26年度 類似団体(注)
現在晴天時処理能力	(m <sup>3</sup> /日)	568	568	568	-
現在晴天時平均処理水量	(m <sup>3</sup> /日)	195	193	166	-
施設利用率	(%)	34.3	34.0	29.2	53.2

(注)処理区域内人口、有収水量密度、供用開始後年数が類似の団体

(出典) 経営比較分析表、決算統計

### ⑦ 老朽化の状況

供用開始日が、平成9年7月1日であり、管渠延長の更新はなされていません。

	単位	H25年度	H26年度	H27年度	平成26年度 類似団体(注)
管渠改善率	(%)	0.00	0.00	0.00	0.02

(注)処理区域内人口、有収水量密度、供用開始後年数が類似の団体

(出典) 経営比較分析表、決算統計



## 第3部 収支計画

### 1. 農業集落排水事業の課題

#### ① 老朽化設備の更新及び投資財源の確保

現施設は長寿命化対策に対応した管を使用しているとともに、供用となってからまだ20年を経過していないため老朽化に関する事項は対策不要と考えております。

しかしながら、後の設備更新時期となった際には、財政面の関係から現状では設備更新が出来ない状況であるため、財政面の対策が必要不可欠となってくると考えています。

#### ② 有収水量の減少

施設利用率は類似団体を下回っており、利用が低い状況ですが、水洗化率は向上しています。

しかしながら今後は人口の減少に伴い有収水量ひいては料金収入が減少していく事が予想されます。

料金収入の減少を抑制するためには、水洗化率のさらなる向上並びに状況によっては、料金の改定を検討せざるを得ないと考えています。

#### ③ 経営の健全化

現状では、経費回収率の低下など、経営面での問題が目立ち、対策を講じていかなければ経営自体継続不能となりかねない状況にあると分析します。

今後、広域化・共同化の推進の検討とともに、料金改定についても検討していきます。

### 2. 経営の基本方針

下水道事業の効果的な運営を行うため、以下の事業運営方針を目標に取り組みます。

#### ① 下水道施設の適正管理

下水道事業における財政状況は厳しいですが、適切な施設の維持管理、計画的な設備更新を行い、経営の効率化・健全化を図るとともに、安全で安定した施設整備を目指します。

#### ② 財政運営の健全化

経費回収率が100%を大きく下回っているうえ、人口減少による今後の使用料収入の減少が見込まれます。

今後、広域化・共同化の推進の検討とともに、料金改定についても検討していきます。

### 3. 収支計画(投資・財政計画)の前提条件

#### (1) 収支計画のうち投資についての説明

##### ① 投資の目標に関する事項

財政状況に配慮しつつも、長寿命化等の必要な投資については計画的な設備更新を行っていきます。

##### ② 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

供用開始から 20 年経過と施設はまだ新しく、老朽化対策としての大規模な部品交換及び修繕は不要と考えています。

##### ③ 広域化・共同化・最適化に関する事項

広域化や共同化の推進について、検討を進めていきます。

##### ④ 投資の平準化に関する事項

特定の年度に投資が集中しないよう、複数年度に分散させて投資の平準化を図ります。

#### (2) 収支計画のうち財源についての説明

##### ① 財源の目標に関する情報

料金収入の減少が見込まれる中、一般会計からの繰入を現状の水準以下に抑制するとともに、引き続き実質収支が赤字にならないように財政運営を行っていきます

##### ② 使用料収入に関する事項

使用料収入は次の方法により推計しています。

$$\text{推計人口} \times \text{普及率 (平成 27 年度実績)} \times \text{水洗化率 (平成 27 年度実績)} \times 1 \text{ 人当たり有収水量 (過去 3 年平均)} \times \text{単価 (平成 27 年度実績)}$$

平成 38 年度までに具体的な料金改定の予定はありませんが、状況によっては改定を検討し健全な財政運営を目指していく必要があります。

##### ③ 企業債に関する事項

突発的事項が生じない限り、平成 38 年度まで新規起債は見込んでおりません。

#### ④ 繰入金に関する事項

収益的収入は他会計からの繰入金に依存している状況です。財源維持の安定を図り、繰入れを実施していきます。

#### (3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

##### ① 動力費に関する事項

各年、汚水処理量に比例して増減をします。

##### ② 修繕費に関する事項

平成 29 年度に実施される設備機能診断テストの結果を受けて、10 年以内に修繕を行う見込みです。

各年 500 千円にて計画しています。

##### ③ 委託費に関する事項

平成 29 年度に実施される設備機能診断費用として、2,200 千円の委託費発生を見込んでいます。

平成 30 年度以降は、過去 3 年間の平均額（7,561 千円）を見込んでいます。

#### 4. 収支計画(投資・財政計画)の策定結果

収支計画の策定結果は次のとおりです。

以下、農業集落排水事業の平成 29 年度～平成 38 年度における収支計画の策定結果について説明します。

##### ① 収益的収支

営業収益は平成 29 年度の 5,252 千円から平成 38 年度には 4,320 千円と毎年度減少が見込まれます。

営業外収益は平成 29 年度の 35,139 千円から平成 38 年度には 21,837 千円への減少が見込まれます。これは他会計からの繰入金額の増減に推移しており、年度ごとで増減する事が見込まれます。

営業費用は平成 29 年度の 13,655 千円から平成 38 年度には 11,153 千円が見込まれています。このうち動力費が毎年度減少方向にあり、委託費は平成 29 年度に設備機能診断費 2,200 千円の発生が見込まれ平成 30 年度以後は各年 3.75%の増加が見込まれます。

営業外費用は支払利息であり、平成 29 年度の 4,927 千円から平成 38 年度には 438 千円と毎年減少が見込まれます。

その結果、収益的収支差引は平成 29 年度の 21,807 千円から平成 38 年度の 14,567 千円まで減少します。

##### ② 資本的収支

資本的収入は平成 29 年度に国庫補助金 2,000 千円が、平成 30 年度から平成 32 年度まで各年国庫補助金 3,000 千円の収入が見込まれます。

資本的支出は平成 29 年度の 23,507 千円から平成 38 年度の 14,267 千円まで減少する見込みです。これは建設改良費を平成 29 年度に 800 千円、平成 30 年度から平成 32 年度まで各年 5,000 千円を見込んでおり、他は地方債償還額となります。

##### ③ 実質収支及び地方債残高

上記②の結果、実質収支は平成 29 年度の 300 千円が平成 38 年度まで継続することが見込まれます。

また、地方債残高は、平成 29 年度の 207,096 千円から平成 38 年度には 12,593 千円まで着実な償還の進行が見込まれます。



【収支計画】

(単位:千円, %)

区 分		年 度		H27年度	H28年度	本年度	30年度	31年度	32年度		
		(決算)		(決算)	(決算見込)	29年度					
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)			40,035	40,423	40,390	41,314	40,861	40,753		
		(1) 営 業 収 益 (B)		5,549	5,557	5,252	5,044	4,954	4,864		
		ア 料 金 収 入		5,549	5,557	5,252	5,044	4,954	4,864		
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)									
		ウ そ の 他									
		(2) 営 業 外 収 益		34,486	34,866	35,139	36,270	35,907	35,889		
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)			17,697	18,124	18,583	15,894	15,333	14,806	
			(1) 営 業 費 用		11,783	12,710	13,655	11,422	11,389	11,355	
			ア 職 員 給 与 費								
			イ 退 職 手 当								
			ウ そ の 他		11,783	12,710	13,655	11,422	11,389	11,355	
			(2) 営 業 外 費 用		5,914	5,414	4,927	4,472	3,944	3,451	
		資 本 的 収 入	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)			22,338	22,299	21,807	25,420	25,528	25,947
				1 資 本 的 収 入 (F)				2,000	3,000	3,000	3,000
(1) 地 方 債											
イ 資 本 費 平 準 化 債											
(2) 他 会 計 補 助 金											
(3) 他 会 計 借 入 金											
資 本 的 支 出			2 資 本 的 支 出 (G)			22,159	22,561	23,507	28,120	28,227	28,648
				(1) 建 設 改 良 費				800	5,000	5,000	5,000
	イ 職 員 給 与 費										
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)			22,159	22,561	22,707	23,120	23,227	23,648		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金										
	収 支 再 差 引		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)			△ 22,159	△ 22,561	△ 21,507	△ 25,120	△ 25,227	△ 25,648
				(1) 資 本 的 収 入 (F)				2,000	3,000	3,000	3,000
		(2) 資 本 的 支 出 (G)		22,159	22,561	23,507	28,120	28,227	28,648		
		(3) 資 本 的 支 出 (G)				800	5,000	5,000	5,000		
		(4) 資 本 的 支 出 (G)									
		(5) 資 本 的 支 出 (G)									
		3 収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)				180	△ 262	300	300	300	300

(単位:千円, %)

区 分		年 度							
		33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度		
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	38,684	36,304	36,220	34,647	31,701	26,157		
		(1) 営 業 収 益 (B)	4,772	4,680	4,587	4,495	4,401	4,320	
		ア 料 金 収 入	4,772	4,680	4,587	4,495	4,401	4,320	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)							
		ウ そ の 他							
		(2) 営 業 外 収 益	33,912	31,624	31,633	30,152	27,300	21,837	
	2 総 費 用 (D)	14,265	13,711	13,169	12,614	12,058	11,591		
		(1) 営 業 費 用	11,321	11,287	11,252	11,218	11,183	11,153	
	収 益 的 支 出	ア 職 員 給 与 費	うち 退 職 手 当						
			イ そ の 他	11,321	11,287	11,252	11,218	11,183	11,153
		動 力 費	1,772	1,738	1,704	1,669	1,635	1,604	
			修 繕 費	500	500	500	500	500	500
			委 託 費	7,561	7,561	7,561	7,561	7,561	7,561
			そ の 他	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488
(2) 営 業 外 費 用		2,943	2,425	1,916	1,396	874	438		
ア 支 払 利 息		2,943	2,425	1,916	1,396	874	438		
		うち 一 時 借 入 金 利 息							
イ そ の 他									
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	24,419	22,593	23,052	22,033	19,643	14,567			
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	(1) 地 方 債							
		うち 資 本 費 平 準 化 債							
		(2) 他 会 計 補 助 金							
		(3) 他 会 計 借 入 金							
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金							
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金							
		(6) 工 事 負 担 金							
		(7) そ の 他							
	2 資 本 的 支 出 (G)	24,119	22,293	22,752	21,733	19,343	14,267		
		(1) 建 設 改 良 費	うち 職 員 給 与 費						
			(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	24,119	22,293	22,752	21,733	19,343	14,267
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金							
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金							
		(5) そ の 他							
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 24,119	△ 22,293	△ 22,752	△ 21,733	△ 19,343	△ 14,267			
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	300	300	300	300	300	300			

(単位:千円, %)

年 度	H27年度 〔決算〕	H28年度 〔決算 見〕	本年度 29年度	30年度	31年度	32年度
区 分						
積立金 (K)						
前年度からの繰越金 (L)	184	364	102	402	702	1,003
前年度繰上充用金 (M)						
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	364	102	402	702	1,003	1,302
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)						
実質収支黒字 (P)	364	102	402	702	1,003	1,302
(N)-(O) 赤字 (Q)						
赤字比率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )						
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	100%	99%	98%	106%	106%	106%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)						
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	5,549	5,557	5,252	5,044	4,954	4,864
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)						
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)						
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)						
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)						
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)						
他会計借入金残高 (W)						
地方債残高 (X)	252,364	229,803	207,096	183,976	160,749	137,101

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	H27年度 〔決算〕	H28年度 〔決算 見〕	本年度 29年度	30年度	31年度	32年度
区 分						
収益的収支分	34,486	34,866	35,139	36,270	35,907	35,889
うち基準内繰入金	28,072	27,975	27,635	27,592	27,172	27,098
うち基準外繰入金	6,414	6,891	7,504	8,678	8,735	8,791
資本的収支分						
うち基準内繰入金						
うち基準外繰入金						
合 計	34,486	34,866	35,139	36,270	35,907	35,889



(単位:千円, %)

区 分	年 度					
	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
積立金 (K)						
前年度からの繰越金 (L)	1,302	1,602	1,902	2,202	2,502	2,801
前年度繰上充入金 (M)						
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,602	1,902	2,202	2,502	2,801	3,101
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)						
実質収支黒字 (P)	1,602	1,902	2,202	2,502	2,801	3,101
(N)-(O) 赤字 (Q)						
赤字比率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )						
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	101%	101%	101%	101%	101%	101%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)						
営業収益 - 受託工事収益 (B)-(C) (S)	4,772	4,680	4,587	4,495	4,401	4,320
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)						
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)						
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)						
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)						
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)						
他会計借入金残高 (W)						
地方債残高 (X)	112,982	90,689	67,937	46,204	26,860	12,593

○他会計繰入金

(単位:千円)

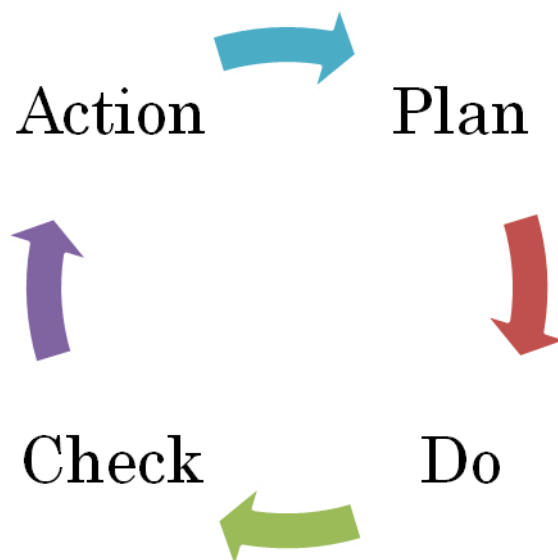
区 分	年 度					
	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分	33,912	31,624	31,633	30,152	27,300	21,837
うち基準内繰入金	27,063	24,717	24,668	23,129	20,218	14,704
うち基準外繰入金	6,849	6,907	6,965	7,023	7,082	7,133
資本的収支分						
うち基準内繰入金						
うち基準外繰入金						
合 計	33,912	31,624	31,633	30,152	27,300	21,837

## 5. 経営戦略の事後検証、更新等

経営戦略は策定して終わりではなく、いわゆる PDCA サイクル（計画 PLAN - 実行 DO - 検証 CHECK - 改善 ACTION）により、継続的な進捗管理を行い、常に経営改善につなげていくことが必要です。

具体的には、年度末において、目標や計画の達成状況について定期的・定量的に検証・評価し、実施手法の改善や計画の見直しに反映させていくものとします。

また、ローリング（計画の定期的な見直し）についても、少なくとも5年おきに計画を経営実態やその時点における経営環境に照らし合わせて見直しを行い、適宜経営戦略における目標や施策、計画数値、実施体制等について変更を実施していきます。



## (参考資料) 経営戦略指標の説明

収益的収支比率(%)

【算出式】

	算出式(法非適用企業)
収益的収支比率(%)	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$

【指標の意味】

法非適用企業に用いる収益的収支比率は、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

【分析の考え方】

単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要です。

経費回収率(%)

【算出式】

	算出式(法非適用企業)
経費回収率(%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$

【指標の意味】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。

【分析の考え方】

使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが

必要です。数値が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するので、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

#### 汚水処理原価(円)

##### 【算出式】

	算出式(法非適用企業)
汚水処理原価(円)	$\frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}} \times 100$

##### 【指標の意味】

有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理にかかるコストを表した指標です。

##### 【分析の考え方】

明確な数値基準はないため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要です。

#### 施設利用率(%)

##### 【算出式】

	算出式(法非適用企業)
施設利用率(%)	$\frac{\text{晴天時一日平均処理量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$

##### 【指標の意味】

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合で、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

### 【分析の考え方】

明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、数値が低い場合には、施設が遊休状態でないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要です。

### 水洗化率(%)

#### 【算出式】

	算出式(法非適用企業)
水洗化率(%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$

#### 【指標の意味】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

#### 【分析の考え方】

公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいです。一般的に数値が100%未満の場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため水洗化率向上の取組が必要です。